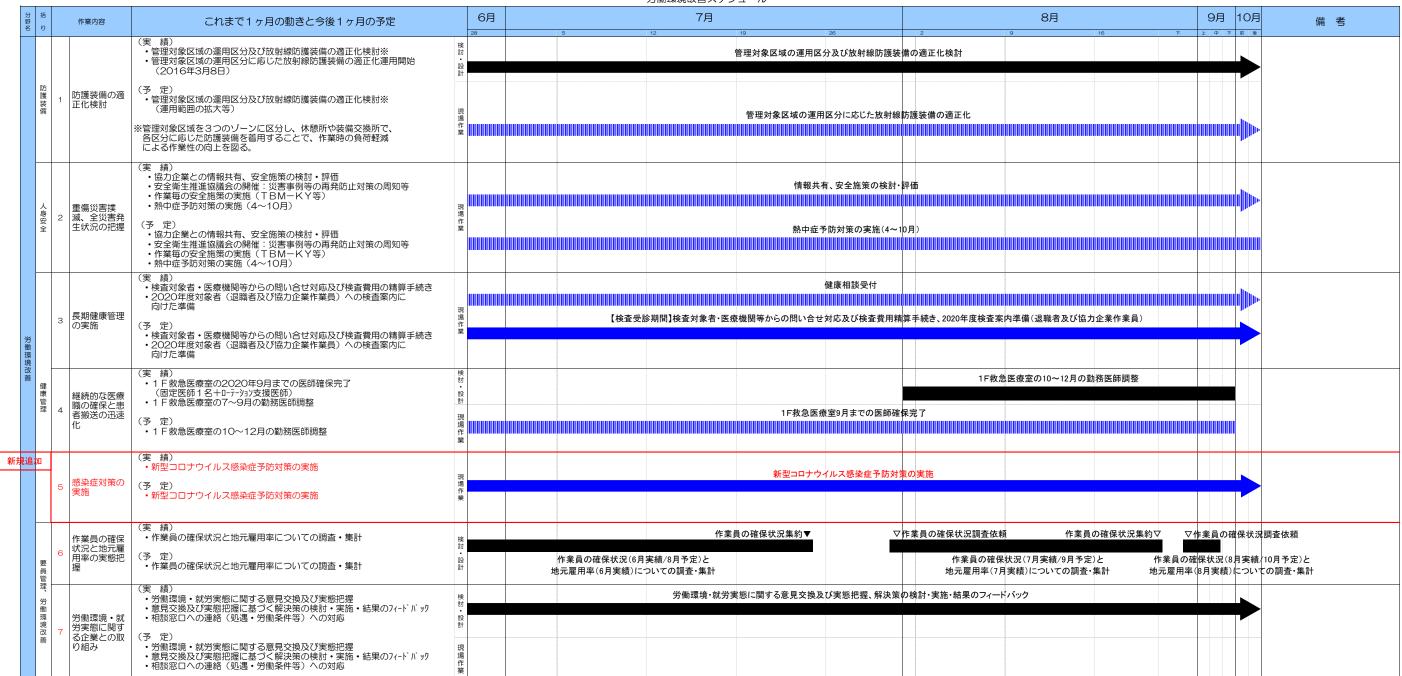
#### 労働環境改善スケジュール





# 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策について

2020年7月30日



東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要(1/3)

# **TEPCO**

- ▶ 福島第一原子力発電所では、社員、作業員及び地域の皆さまの安全を守ることが、 最も重要であると考えており、社員や作業員が感染しない、拡大させない対策に真 摯に取り組んできた。今後も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と廃炉作業 の継続の両立を図ることが極めて重要と考えている。
- ▶ 社員及び協力企業作業員に対して、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避、県外への往来や会合への参加の自粛など、これまで感染拡大防止対策を実施してきた。
- ▶ また、万一、パンデミックとなった場合においても、廃炉作業に不可欠な作業を安 定的に継続できるよう、当直体制などを整えている。
- ▶ なお、現時点(7月28日)で福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員に 新型コロナウイルスの罹患者は発生していない。
- ▶ また、これまでに工程遅延等、廃炉作業への大きな影響は生じていない。

# 1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要(2/3)

# **TEPCO**

- ▶ 現状の当直体制(勤務シフト)は通常体制。廃炉作業を安定的に進める上で不可欠 な作業を担う当直員が罹患することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を 分ける対策を講じている。
- ▶ 視察者の受入れは2月29日から6月30日まで中止、7月1日より視察日14日前までの 行動履歴確認を実施、新しい生活様式に移行した視察を再開している。
- ▶ 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している。
- ▶ なお、「東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議での感染拡大警報」や「神奈川アラート」(その他千葉県・埼玉県の警報含む)など、東京圏での感染者増加を懸念し、7月28日以降、これまでの対策を継続しつつ、次頁(①~⑤)のとおり内容の一部を見直すこととした。
- ▶ また、特定地域での感染発生・増加、発電所・建設所において、新たな感染者が発生した場合には、地域特性を踏まえ対応策を逐次検討する。

# 1. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要(3/3)

**TEPCO** 

- ①出張の規制(一部見直し)
- ・発電所員の東京圏への出張は原則禁止(本社から発電所への出張も原則禁止)
- ・なお、東京圏以外の警報・アラートが発出していない地域への出張についても、TV会議の活用を原則とするが、過去2週間に3密箇所への行動履歴がないことを上司が確認、出張先ではクラスターが発生しているような施設など、3密のある場所等に行かないことを徹底(行動履歴でも確認)
- ②発電所社員・作業員の行動制限への対応(一部見直し)
- ・県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避行動を徹底
- 特に、東京圏への移動については、移動中や移動先において、これまでにクラスターが発生しているような施設や不特定の人とマスクを外して接触する施設に行かないことを徹底
- ③発電所への新規入所者管理(一部見直しを検討中)
- ・移動2週間前までの行動履歴を確認
- ・入所前のPCR検査の実施を検討中
- ④日常の健康管理と行動履歴の記録(継続実施)
- ・毎朝の検温実施(社員及び協力企業作業員)
- ・社員と同居するその家族及び協力企業作業員とその同居する家族の行動履歴の記録
- ⑤サーモカメラの設置 (継続実施)
- ・福島第一ではサーモカメラ6台を運用中

# 2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項(1/3)

(以下既報告分) (本頁以降、7/2公表資料からの変更点は赤字記載)

# **TEPCO**

# <東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

- 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施(3/16~)
  - 発電所各所(新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、 正門)において、温度体表検査を行い、37.0℃以上の場合は入館 (入所)不可としている(現時点で入所不可となった者はいない)



- 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操に入室する際の対策(2/27~)
  - 運転員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を 義務化
  - 追跡調査のため入出者名簿を記録(所属、氏名、入室時間)
- 食堂の対面喫食禁止(3/3~)
  - 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の椅子の間引きを実施
- 行動制限への対応 (7/28~)
  - 県内外への移動にあたっては、「新しい生活様式」に基づく3密回避の行動徹底
  - 東京圏の「感染拡大警報」と「神奈川アラート」などが発出している期間は、必要性を慎重に判断
- 発電所への新規入所者管理(7/28~)
  - 東京圏から入所する場合、移動前2週間の行動履歴を確認し、行動に問題が無いことを確認したうえで入所を許可
  - 入所にあたっては、PCR検査※を受け結果に問題が無いことを確認
  - 事前のPCR検査<sup>※</sup>開始までの間は、2週間の在宅(待機)期間を設けて健康観察を実施 ※実施検討中

# 2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項(2/3)

#### TEPCO

# <東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

#### ■ 電離健診の通常実施を決定

• 地域の医療機関等に、新型コロナウイルスの影響の対応のさなかに電離健診を受検させていただくことについて、健診医に確認。健診医からは、"福島県での感染者数が低位に推移しており、現状、通常通り健診することは可能"との見解が得られたことから、通常実施を決定

# <東京電力HD(株)社員>

# ■ 出張の制限 (7/28~)

- 東京圏⇔福島県の出張は原則禁止
- 原則TV会議等を活用し、県外移動を極力防ぐこと
- 出張をする場合は、必要性を明確にし、2週間前までの行動履歴を上司に提出
- これまでにクラスターが発生しているような施設など、3密\*のある場所等には行かない ※3密の密接とは、「マスクなしで人との距離1m未満、15分以上接触」が目安

# ■ 単身赴任者や独身者の帰省(帰宅)の取り扱い変更(7/28~)

- 単身赴任者や独身者の県外帰省(帰宅)は、前日までに上司へ報告
- リターン後、上司へ行動履歴を提出
- 東京圏を跨ぐ帰省は、必要性を慎重に判断

# ■ 会合およびイベントへの参加自粛(7/1~)

• 不特定多数が集まるイベント(会合・集会)や場所への参加自粛

# ■ マスク着用義務(4/17~)

• 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)



# 2. 福島第一原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項(3/3)

#### TEPCO

# <東京電力HD(株)社員>

- 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認(2/25~)
  - 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
  - 発熱傾向の者は出社を控えるとともに職場管理者に報告
  - 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに労務担当箇所への報告を指示
- 時差勤務、在宅勤務の推奨(3/2~)
  - 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用
  - 社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨
- 独単身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入(3/6~)
  - 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入

#### <協力企業作業員>

- 協力企業に対する情報連絡の依頼(3/2~)
  - 各協力企業において、呼吸困難・倦怠感・高熱等の強い症状が発生した場合には 当社への報告を指示
  - 感染疑いにより、医療機関にてPCR検査を実施する場合は、速やかに当社への報告を指示
- メーカーおよび協力企業における来訪時の取り扱い(7/28~)
  - 東京圏からの発電所への来訪は、原則禁止
  - 東京圏外からの来訪は、以下の措置を講じる
    - ✓ 来所時のマスク着用を継続要請
    - ✓ マスク着用・少人数での来訪等、新しい生活様式を遵守
    - ✓ 来訪前2週間の行動履歴で3密に該当する事由がないことを可能な限り確認

#### > 現状の当直体制(勤務シフト)は通常体制

廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」を担う当直員が罹患することを回避するため、当直員と当直員以外の動線を分ける対策を講じている

#### ■ 通勤バスの扱い

• 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更

#### ■ 建屋内通路等での当直員以外の者との接触回避

- 入退域管理棟から免震棟までの移動ルート(又は時差)による分離
- 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

#### ■ 免震重要棟緊急対策室並びに5・6号機中操への入室時の対策

- 当直員以外の入室を原則禁止。やむを得ず入室する場合は、入室前の検温、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録(所属、氏名、入室時間)

#### ■ 運転員の執務関係環境

- 保全部門等からの作業受付場所を集中監視室外に変更
- 当直員同士の引き継ぎは、引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を 取って実施

#### ■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

• 免震棟緊急対策室ならびに5・6号機中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立

# 4. 福島第一原子力発電所における視察状況および各装備品の取扱いについて T=PCO

#### ■ 視察状況

・ 視察者の受入れは、2月29日から6月30日まで中止、7月1日より視察日14日前までの行動履歴確認を実施、新しい生活様式に移行した視察を再開している

#### ■ 各装備品の取扱い

- 新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第一原子力発電所の廃炉作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保している
- 製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、 福島第一原子力発電所の廃炉作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に 向けて、調達先の拡大などの必要な対応に加えて、作業員の安全性確保を大前提 とした各装備品(防護装備)の柔軟な取扱いなどをしている

# 福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2020年7月30日



東京電力ホールディングス株式会社

#### 1. 福島第一における健康管理対策



# 福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

•対 象:健康診断受診者※>のうち、結果で「要精密検査」•「要治療」•「要治療継続」と判定された者

・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回/年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の 各判定は、これらに基づく判定。

#### <経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成 目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。 (2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- <u>今回、2019年度第4四半期分(1~3月の健康診断)の管理状況及び第3四半期分以前の</u> フォローアップ状況を確認。 ⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

#### 【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

# 2. 2019年度 第4四半期の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果



#### 第4四半期(1~3月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

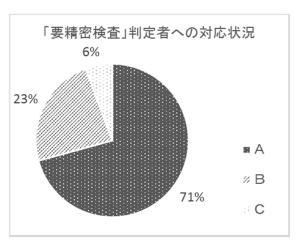
- (1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 53事業所 (元請事業者数50社)]
  - ・期間中の健診受診者数は、合計3,581人で、そのうち、「要精密検査」は全体の3%の106人であった。 (「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の23%の合計825人)

#### (2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、<u>既に71%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると94%</u>となった。
- 各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の6%は、次の2020年度第1四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 106人	
対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は	75人
事業者による就業措置まで完了)	
B(現在、途中段階)	25人
C(指導後も未受診)	6人

⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組み が有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。



注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

#### 3. 2019年度 第3四半期分以前のフォローアップ状況



#### 第3四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 319人

#### 【第3四半期報告当時】2020年2月

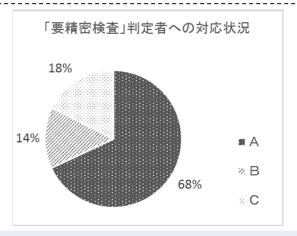
A (精密検査を受診し、必要な場合は 217人 事業者による就業措置まで完了)

B (現在、途中段階)

46人

C(指導後も未受診)

56人





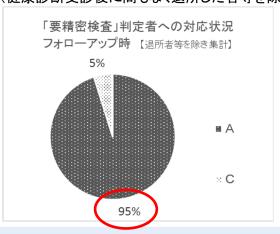
#### 【 フォローアップ状況報告時 】2020年5月

A (精密検査を受診し、必要な場合は 294人 事業者による就業措置まで完了)

C(指導後も未受診)

15人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第3四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で95%まで完了(退所者等は除く集計)。残り5%(15人)も継続して確認していく。

#### 第2四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。